

「令和 7 年度みやぎ障害者 IT サポート等業務」 企画提案募集要領

この要領は、宮城県が実施する「令和 7 年度みやぎ障害者 IT サポート等業務」を業務委託するに当たり、優れた提案及び能力を有し、最も的確と判断される契約予定者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務目的

障害者の IT の利用に関する県の施策を総合的に推進するために中核的機関を設置し、障害者の IT の利用に関する様々な相談に対応するほか、講習やパソコンボランティアの派遣を行い、インターネットやパソコン等の操作技術を習得する機会を提供することにより、障害者の IT 活用を促進し、障害者の社会参加や就労等を総合的に支援することを目的とする。

2 業務内容

(1) 委託業務の内容

『「令和 7 年度みやぎ障害者 IT サポート等業務」企画提案に係る仕様書』（以下「仕様書」。）のとおりとする。

(2) 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 事業費（委託上限額）

13,260,600 円（消費税及び地方消費税相当額分を含む）

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを約束するものではない。

4 企画提案事業に応募できる者に必要な資格等に関する事項

次のすべての条件に該当する者のみ、応募することができる。

- (1) 宮城県内に活動拠点（本社又は営業所等）を有し、委託業務を誠実に遂行する体制が整っている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされ

ていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している者でないこと。
- (7) 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。

5 企画提案の事項

- (1) みやぎ障害者ITサポートセンターの運営に係る事業内容及び事業計画
- (2) IT講習会等の開催に係る事業内容及び事業計画
- (3) パソコンボランティアの養成・登録・派遣に係る事業内容及び事業計画
- (4) ITに係るニーズ調査に係る事業内容及び事業計画
- (5) 独自提案に係る事業内容及び事業計画
- (6) 事業達成目標
- (7) 業務全体に係るスケジュール
- (8) 業務全体に係る実施体制・運営体制

6 募集内容に関する質問受付及び回答

本募集内容に関する質問については、質問書（様式第1号）を提出すること（口頭及び電話による照会については応じない。）。

- (1) 受付期間 令和7年3月4日（火）正午まで
- (2) 提出先 宮城県保健福祉部障害福祉課地域生活支援班
- (3) 提出方法 指定様式（様式第1号）を用いて、E-mailの方法のみにより受け付けるものとする。

E-mail アドレス syoufukuch@pref.miyagi.lg.jp

- (4) 回答 質問に対する回答は、集約したものを、本県公式ウェブサイトの障害福祉課のホームページにおいて公表する（質問者の氏名・名称等は公表しない）。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

7 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和7年3月13日（木）正午まで（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (3) 提出先 宮城県保健福祉部障害福祉課地域生活支援班
〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8-1

宮城県庁行政庁舎 7 階 北側

(4) 提出書類

イ 企画提案提出書（様式第 2 号） 1 部

ロ 企画提案書 10 部

・規格：A4 判、ページ数の制限はないが、簡潔で分かりやすいものとする。

（表紙を付け、ページの通し番号を付すること。表紙には、提案者の名称を記載すること。）

ハ 過去の類似業務の実績 10 部（該当あれば提出）

ニ 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第 3 号） 1 部

ホ 事業経費参考内訳書（様式第 4 号） 1 部

(5) 提出後の変更

提出された書類について、提出後の差し替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出された書類は、一切返却しない。

(6) 無効の取り扱い

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合

ロ 本募集要領等に従っていない場合

ハ 下記 8 に示すプレゼンテーション審査に参加しなかった場合

ニ 同一の団体等が 2 つ以上の企画提案書を提出した場合

ホ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、または不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合

ヘ 次に該当する場合

民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案

(7) その他

イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第 5 号）を提出すること。

ロ 企画提案書の再提出は、認めない。

ハ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。

ニ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

8 契約相手方の決定

(1) 契約予定者の選定

「令和7年度みやぎ障害者ITサポート等業務」プロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）において応募のあった事業の企画提案書及びプレゼンテーションを審査し、1者を契約予定者として選定する。

なお、応募者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち選定委員会において一次審査（書面審査）を実施し、プレゼンテーション審査に参加する上位3者を選定する。

（2）審査方法

イ 企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）を、審査基準に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。

ロ イにおいて、順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。評価点が同点の場合は、委員長が契約予定者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、契約予定者を選定する。

ハ イ及びロの規定にかかわらず、採点評価の結果、各委員が採点した得点の総計の平均が6割に満たない場合は選定しないものとする。

（3）審査基準

イ 評価点は、次の審査項目、審査基準及び配点（合計100点）とする。

審査基準		配点
みやぎ障害者ITサポートセンターの運営に係る事業内容及び事業計画	・ 障害者等からの相談への対応等は、IT機器等に関する相談、資格取得、就労等に関することを含む適切な情報を提供する取組として、適切且つ効果的な内容・方法であり、実現性はあるか ・ 障害者の就労支援等は、ハローワーク等の就労支援機関との連携による就労支援として、適切且つ効果的な内容・方法であり、実現性はあるか	15
IT講習会等の開催に係る事業内容及び事業計画	・ 障害者を対象としたITスキルアップ講習は、IT機器の基礎技能の習得やスキルアップにつながる取組として適切且つ効果的な内容・方法であり、実現性はあるか ・ 支援者を対象としたセミナーの開催は、ICT支援について具体的な知識を得る取組として、適切且つ効果的な内容・方法であり、実現性はあるか	15

パソコンボランティアの養成・登録・派遣に係る事業内容及び事業計画	・パソコンボランティアを養成する講習会の開催は、障害者のパソコン機器等の使用に関する支援に必要な技術等を習得できる効果的な内容・方法であり、実現性があるか	10
I Tに係るニーズ調査に係る事業内容及び事業計画	・調査項目は、各地域の障害者のI Tに係る実態及び支援に関する課題を分析する上で適切な調査項目が提案されているか ・調査対象は、障害者の社会参加や就労等を支援する事業所・団体等を適切に選定しているか ・調査方法は、スケジュール・調査体制・報告書の内容等、適切かつ実現性があるか	30
独自提案に係る事業内容及び事業計画	・業務の目的を達成する上で、本業務の効果等を一層向上させられると考えられる内容・方法であり、実現性があるか	10
【小計】		【80】
事業達成目標の設定は、適切かつ実現性があるか		5
全体スケジュールは、提案内容の実施に当たり、適切かつ実現性があるか		5
実施体制・運営体制は、提案内容の実施に当たり、適切かつ実現性があるか		10
【合計】		【100】

ロ 順位点は、次のとおりとする。

1位：3点 2位：2点 3位：1点

(4) 一次審査（書面審査）

イ 実施日 令和7年3月14日（金）

ロ 審査方法

応募のあった企画提案書について、(3) 審査基準に基づき審査し、各委員が採点した評価点が高い上位3者を選定する。

ハ 一次審査結果の通知

全ての応募者に対し、令和7年3月14日（金）に選定結果を通知する。また、上位3者に対してはプレゼンテーション審査日程をあわせて通知する。

なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対してプレゼンテーション審査日程を書面にて通知する。

(5) プレゼンテーション審査

イ 実施日 令和7年3月18日（火） （予定）

※詳細は改めて書面にて通知する。

ロ 実施会場 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号
自治会館 201会議室

ハ 審査方法

（イ）参加者は、応募者1者につき3名以内とする。

（ロ）応募者1者当たりの持ち時間は35分（説明20分、質疑応答10分、評価5分）とし、応募者ごとに個別に行うものとする。

（ハ）プレゼンテーション審査に参加しない応募者の提案は、無効とする。

（ニ）応募者は、応募した企画提案書（書面）に基づいて提案内容の説明を行うものとし、プロジェクター及びパソコンの使用並びに当日の追加資料の配布や資料の差し替え等は認めない。

ニ プレゼンテーション審査結果の通知

審査終了後は、プレゼンテーション審査に参加した全ての応募者に審査結果を速やかに書面にて通知することとし、選定結果については、後日、宮城県保健福祉部障害福祉課ホームページにて公表する。

（6）その他

審査（選定）内容に関する質問には応じられない。

9 応募者が1者又はない場合の取扱い

（1）応募者が1者の場合

上記8（5）によるプレゼンテーション審査を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、当該応募者を契約予定者として選定する。

（2）応募者がない場合

選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

10 委託契約について

原則として、選定委員会で選定された契約予定者に当該業務を委託することとする。

県は、選定した契約予定者と別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に業務委託契約を締結するものとする。

なお、選定された者が業務委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査で次点の評価を受けた者を契約予定者とする。また、委託業務の実施に関して、受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と契約予定者で協議の上、決定するものとし、協議が整わなかった場合は企画提案の審査で次点の評価を受けた者を契約予定者とする。

11 企画提案実施に係るスケジュール

- (1) 企画提案募集に関する公告・・・・・・・・令和7年 2月27日(木)
(県出納局契約課及び県保健福祉部障害福祉課のホームページに掲載する。)
- (2) 募集内容に関する質問受付・・・・・・・・令和7年 2月27日(木) から
3月 4日(火) 正午必着
- (3) 質問に対する回答・・・・・・・・令和7年 3月 6日(木) (予定)
- (4) 企画提案書の提出締切・・・・・・・・令和7年 3月13日(木) 正午必着
- (5) 一次審査(応募者が3者を超えた場合) 令和7年 3月14日(金)
- (6) 一次審査の結果(応募者が3者を超えた場合) 及び
プレゼンテーション審査の日程通知・令和7年 3月14日(金)
- (7) プレゼンテーション審査・・・・・・・・令和7年 3月18日(火)
- (8) プレゼンテーション審査結果の発表・令和7年 3月下旬 (予定)

12 企画提案募集に係る広報

事業の企画提案募集要領及び企画提案に係る仕様書については、令和7年2月27日(木) から、宮城県出納局契約課及び宮城県保健福祉部障害福祉課のホームページに公開する。

13 注意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 委託者(県)と受託事業者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議の上決定するものとする。
なお、協議が整わない場合は、受託者を変更することがある。
- (3) 企画提案に参加する者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期又は取り止めることがある。
- (4) 県は、企画提案者から提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的に使用しないものとする。
- (5) 企画提案者は、本業務に関して県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (6) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号)による開示請求があった場合、非開示部分(個人情報や公開することにより企画提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報など)を除き、開示することとなる。